

航行保安（昭和27年6月）

航行保安

昭和27年6月の日米合同委員会で、次のように合意されている。

1. 電波航行補助施設及び航空保安施設の設置、運用及び維持の責任

電波航空保安施設の設置、運用及び維持の責任は、第一義的に合衆国軍隊の要求に基く航空保安施設については、合衆国が負い、又日本国及びその領海の航空路の為に存在する航空保安施設又は日本国の要求に適合する様に第一義的に、設置された発着地の航空保安施設については、日本国がおう。

電波航空保安施設の運用及び維持の標準と手続とは、既に規定されている国際民間航空機関（ICAO）の標準及び手続による。

2. 電波航空保安施設の飛行試験における責任及び手続

すべての電波航空保安施設の飛行試験は、日本国がその能力を有するということを両国政府が相互に同意する時期までは合衆国軍がこれを行う。日本人無線技術者は保安施設の飛行試験に参加するため合衆国空軍の航空機で旅行することが許可される。

3. 遭難通信

日本政府は、海上において遭難中の船舶又は航空機より受けた遭難通信を米極東海軍司令部に通報することとなっており、実施現状としては、昭和28年2月2日米軍により海上保安庁と米極東海軍司令部間にテレタイプ回線が設置され、米軍使用船、米軍船等の米軍に利害関係ある遭難船舶、航空機のみについて通報を実施している。

4. 航行補助施設の新設、変更、廃止の通告

海上保安庁は、航路告示及び航行警報をワシントン及び極東海軍司令部に送付する。極東海軍司令部は、ハイドロパック（米無電告示＝航行警報に当る）及び米国航路告示を海上保安庁へ送付する。

（注）航路告示は、航路標識の設置及び改廃に関する事項を含むものである。

周波数の分配及び妨害除去（昭和27年6月）

周波数の分配及び妨害除去

昭和27年6月の日米合同委員会で次のように合意されている。

1. 日米周波数分科委員会の設置

日米合同委員会の下に、郵政省の代表者と合衆国軍隊の代表者で構成する日米周波数分科委員会を設置すること。この分科委員会は、合同委員会に対し、米軍の電波の使用、調整及び管理に関する勧告を行うことを任務とする。

2. 技術連絡部の設置

日米周波数分科委員会の下に、技術連絡部を設置すること。この連絡部の一方を郵政省電波管理局周波数課とし、他方を駐日合衆国軍司令部J6部周波数分配課とすること。

この連絡部、電波の使用、調整及び管理に関する日常の作業に必要な取極めをし、また、日米電波施設間の混信の防止及び除去上必要な措置を関係当局に勧告することを任務とする。

3. 電波の使用に関する基本方針

(1) 27.5MC/S以上の周波数帯における電波

この周波数帯の電波の使用は1947年アトランティックシティの国際電気通信会議で定められた無線通信規則に従うこと。

(2) 27.5MC/S以下の周波数帯における電波

1951年ジュネーヴの臨時無線通信主管庁会議の最終協定が実施されるまでは、1938年のカイロの一般無線通信規則に従うこと。

(3) 日本側の電波の割当及び使用は、周波数割当の原則に従うこと。

(4) 国際規則に適合しない米軍の「周波数帯外」の電波の使用は日米間で協議して調整すること。

(5) 米軍による27.5MC/S以下の電波の使用は付属書Aに掲げる。

(6) 米軍による27.5MC/S—328.6MC/Sの間の電波の使用は付属書Bに掲げる。

(7) 米軍による328.6MC/S以上の周波数帯の電波の使用は付属書Cに掲げる。

(8) 米軍の必要とする電波の取扱い。

米軍の開始する新業務に対する周波数の分配は、米軍の要請により、且つ、そのときに日米間で合意するとおりに行うこと。

(9) 施設及び区域内で米軍が使用する電波の選定等

施設及び区域内で米軍が使用する電波の選定、国際的調整管理、国際電気通信連合に対する通告、登録は米軍が行うこと。

(10) 日米政府間の約定に基づき米軍が使用する電波の選定等

日本政府と締結した約定に基づいて米軍が使用する電波の選定、国際的調整、管理、国際電気通信連合に対する通告、登録は日本政府が行うこと。また、この種の電波には、国際的に日本に分配された呼出符号の系列の中から呼出符号を割り当てること。

(11) 電波施設の設置及び運用の基準

日米双方の電波施設間の混信を防止するために、電波施設の設置及び運用は、1947年アトランティック・シティ無線通信規則に定める基準に従うこと。

(12) 米軍に不要となった電波についての措置

米軍は、不要となった電波を遅滞なく郵政省電波監理局に通知すること。

(13) 混信対策

日米のいずれか一方の電波が他方の電波に混信を与えた時は、混信を受けた方が混信を与えた方に通報すること。またこの日米間の混信及び根源の不明な混信を技術連絡部を通じて妨害除去のために必要な措置をとること。

(14) 電波監視

(イ) 米軍側が不明な根源からの電波により混信を受けた場合、それを日本側に通報し、日本側はその電波を監視すること。監視の結果を混信除去のため混信を与えた方の局を管理する機関に送付すること。右の混信が日本国外から来る電波によるものであれば、監視の結果を米軍側に送付し、米軍側がその混信除去の処置をとること。

(ロ) 米軍側が日本国内の不法電波と認められるものを覚知した場合は、それを日本側に通知すること。日本側が監視した結果、それが米軍所属のものであると判明した時は、それを米軍側に通報し、米軍側がその不法運用を除去すること。

(ハ) 日本側は、監視の結果を、要請があれば、米軍側に送付すること。

(ニ) 前記 (イ)、(ロ) 及び (ハ) の監視に関する情報交換は、郵政省電波監理局と駐日合衆国軍司令部J6部周波数分配課との間で行うこと。

4. 補助軍用無線局の設置、運用

- (1) 米軍の人員（軍属を含む。）は軍事上、アマチュア・バンドで無線局を運用することができること。
- (2) 米軍司令官は、無線従事者及び無線局に許可書を発給すること。
- (3) 米軍司令官は、右の許可の責任をとること。また、右の許可及び運用管理に必要な規則を定めること。この規則は、日本のアマチュア・バンド内で運用する局に適用される規則に一致させること。
- (4) 補助軍用無線局には、国際的に米国に割り当てられた呼出符号の系列の呼出符号を割り当てること。
- (5) 補助運用無線局の電力は、速信機の最終段への最大入力を超えないものであること。
- (6) 米軍司令官は、補助軍用無線局のリストを日本側に送付すること。

米軍の電気通信施設使用（昭和27年7月）

米軍の電気通信施設使用

昭和27年7月の日米合同委員会で、次のように合意されている。

1. 施設及び区域内の電気通信電波施設の取扱いについて

- (1) 合衆国軍隊は、施設および区域内において、行政協定第2条、第3条により認められている当該施設および区域の設定、運営、管理のため電気通信、電波について、必要な措置をとることができる。
この措置の限度は必要にして適当な範囲に限る。
- (2) 合衆国軍隊が施設および区域内にてとる措置の対象は次の4つに分ける。
 - a. 要員
 - b. 施設（インストラクション）
 - c. 機器及び資材
 - d. 役務
- (3) 要員の類別
 - a. 直接雇傭
 - d. 派遣技能者（注（沖縄県）：「d.」は原文ママ）
 - c. サービス提供に伴う要員
 - d. 合衆国人
- (4) 右記要員に対して合衆国軍隊のとり得る措置
 - a. 右記(3)項a、b、dの要員に対しては、合衆国が直接指示、監督その他必要な措置をとる。
 - b. 右記(3)項cについて、要員の作業内容はサービス契約によるが、合衆国軍隊は直接要員の指示、監督も行なわず、必要な場合契約者に対して要請する。
- (5) 施設および区域内における電気通信、電波施設に対して、合衆国軍隊のとりうる措置は、

- a. 施設の設置場所の決定
 - b. 施設の建設方法及び建設当事者の決定
 - c. 施設内で作業する要員の類別の決定
 - d. 施設の変更の要否および時期の決定
 - e. 施設の設計仕様書の決定
 - f. 必要な要員によって、施設を設置、保守、運用すること。
- (6) 施設および区域内において、機器および資材に対して合衆国軍隊がとりうる措置
- a. 1つの施設および区域内で、或る場所から他の場所へ移転すること、および移転させること。
 - b. 1つの施設および区域から、他の施設および区域へ移転すること、および移転させること。
ただし電々公社の財産に対しては予め、合衆国軍隊と、電々公社の間で協議する。
 - c. 変更または改造
- (7) 契約に基いて必要な役務を調達すること。
2. 施設および区域外の電気通信電波施設の取扱について
施設および区域外における電気通信、電波については、合衆国軍隊は次に掲げるものおよび相互の協定による以外の措置をとりえない。
- a. 行政協定第7条による電気通信、電波の利用
 - b. 合衆国軍隊が所有する電気通信、電波施設の保守運用等のため、その施設に出入すること。
 - c. 日本の防衛のため、合衆国軍隊の必要とする事項が満たされえない場合には合衆国軍隊が自ら電気通信、電波施設を建設し、運用し、維持しうる許可をうるために日本国政府と交渉すること。
 - d. 合衆国軍隊が必要とするサービスを維持するため、必要であると相互に合意された場合は、連絡および技術上の援助を提供すること。
 - e. 合衆国が必要とする電気通信、電波装置を調達すること。
 - f. 合衆国軍隊が必要とする電気通信、電波に対し、不必要な妨害を防止する措置を日本国政府と取極めること。
 - g. 非常事態において、双方が合意するときは電気通信、電波の中絶しない運営が維持されるよう援助すること。
3. 日本国の電気通信、電波に対して、合衆国軍隊が使用する電気通信、電波が妨害を与えないためのとりきめ。
- (1) 日本の公衆通信系から合衆国軍隊が借りる範囲は相互の協議によって定める。
 - (2) 合衆国軍隊の電気通信、電波に対する需要が日本の公衆通信系に支障を起すおそれがあると日本国政府が認めた場合には、直ちに協議する。
 - (3) 合衆国軍隊の所有する電気通信、電波の施設によって日本の公衆通信に支障を起すと認められるときは、相互に討議して救済策を定める。
4. 物品および役務の調達について
- (1) 合衆国軍隊は、陸軍を調達の機関とする。
 - (2) 調達は相互の同意によって決めた方法による。
 - (3) 合衆国軍隊が行政協定第七条にもとづき電気通信、電波を利用する場合には、一般のサービスは一般料金によるものとし特殊なサービスは、協議により適用な料金を決定する。
 - (4) 合衆国軍隊は、派遣技能者に対する要求を最小限度に止め、直接雇傭の要員もしくは、他

の手段による要員の獲得に努めるものとする。

(5) 広報業務の放送について

広報業務放送は、米軍にとって必要不可欠のものであること。

この放送業務の範囲、程度、基準及び料金は、米軍の当該機関を一方とし郵政省及び当該放送会社を他方とする双方の直接交渉によって決定すること。

この放送は、午後11時以後においてのみ行うこと。

(6) 施設および区域外における保留回線サービス、他加入区域サービス等の電気通信、電波の業務の範囲、程度、基準および合衆国軍隊が支払うべき料金は、直接交渉によって決める。

(7) 調達実施のための合衆国軍隊の権限委任の範囲は、決定次第日本側に通知する。

(8) 合衆国軍隊は日本国政府に属しまたは日本国政府によって管理規制される船舶、海岸間の通信サービス及びその他の海上通信サービスについて日本国政府の各省各庁に適用しているより不利でない条件および料率で利用することが出来る。

5. 電気通信、電波に関する安全保障の条件ならびに必要な事項は合同委員会が方針を定めた場合にはこれに従う。

6. 日本国と電気通信、電波を共用することについての合衆国軍隊の必要事項は相互の合意により決める。

7. 役務、実施、労務および工務の基準は個々の契約条項による。

8. 電気通信、電波の機器、運用及び役務に関する技術的資料は、必要とみなされたとき、合衆国軍隊と日本国政府の関係各省庁との間で相互に交換されるものとする。

演習場の立入に関する事項（昭和27年12月）

演習場の立入に関する事項

演習場への立入、責任並びに警戒予告

昭和27年12月の日米合同委員会において次のように合意されている。

1. 訓練に支障のない限り生計目的のための立入を許可する。
 2. 訓練期間中、一週一回、春秋少なくとも一週づつの立入を特別考慮する。
 3. 米側に故意重過失なき限り、立入の結果射撃演習その他による傷害損傷に対しては、米側は行政協定十八条3項関係の責任を負わない。
 4. 演習場使用に当っては、7日前の予告を米側は出す。
 5. 日本側地方代表者と現地司令官との連絡方法に関し規定する。
-

厚木飛行場の騒音軽減措置（昭和38年9月）

厚木海軍飛行場騒音規制（昭和38年9月19日合同委合意）

1 飛行時間の規制

- (1) 2200時から0600時までの間、厚木海軍飛行場におけるすべての活動（飛行及びグランド・ラン・アップ）は、運用上の必要に応じ、及び合衆国軍の態勢を保持する上に緊要と認められる場合を除き、禁止される。
- (2) 訓練飛行は、日曜日には最小限にとどめる。

2 規制されたアフターバーナーの使用

厚木海軍飛行場隣接区域の上空を高出力で長く低空飛行することを避けるため、アフターバーナー装備の航空機を操作する操縦士はすべて、厚木海軍飛行場空域内においてできるだけ速やかに離陸・上昇することが要求される。しかしながら、アフターバーナーは、安全飛行状態を持続するために継続して使用しなければならない場合、又は、運用上の必要性による場合を除き、飛行場の境界線に達する前に使用を停止しなければならない。

3 他の飛行場を使用する場合の規制

必要とされる空母着艦訓練及び反射鏡利用による着艦訓練の一部を実施するため、厚木海軍飛行場の付属飛行場を使用する場合は、現在厚木海軍飛行場で実施されている適当な諸規則が原則として適用される。

4 飛行方法の規制

- (1) 離陸及び着陸の間を除き、航空機は、人口稠密地域の上空を低空で飛行しない。
- (2) 航空機は、運用上の必要性がなければ、低空で、高音を発する飛行を行ったり、あるいは、他人に迷惑を及ぼすような方法で操縦をしない。
- (3) 航空機は、厚木海軍飛行場周辺の空域において曲技飛行及び空中戦闘訓練を実施しない。ただし、年間定期行事として計画された曲技飛行のデモンストレーションは、その限りではない。上記は、合衆国海軍が指定された空対空訓練区域において空中戦闘訓練を実施する場合には適用しない。
- (4) 空母着艦訓練（キャリア・ランディング・プラクティス）及び反射鏡利用による着艦訓練（ミラー・ランディング・プラクティス）のための航空機は、（場周）経路にあつては2機に制限される。
- (5) 空母着艦訓練（キャリア・ランディング・プラクティス）或いは反射鏡利用による着艦訓練（ミラー・ランディング・プラクティス）の巡航速度は、1マッハ以下にとどめる。

5 飛行高度の規制措置

- (1) 離陸及び着陸の間を除き、空母着艦訓練（キャリア・ランディング・プラクティス）のための航空機は、平均海面800フィート以下は通らない。
- (2) 管制塔員は、同飛行場の場周経路（トラフィックパターン）上の航空機の目視監視を行う。これは、管制塔員を有するすべての空港における標準的な運航方法である。

6 ジェットエンジン試運転時間の制限

運用能力又は態勢がそこなわれる場合を除き、ジェットエンジンは、1800時から0600時までの間、試運転されない。

7 消音器の使用

- (1) ジェットエンジンテストスタンド又はテストセル地区におけるジェットエンジンテストの実施にあたっては、厚木海軍飛行場は、実行可能なできるだけ早い時期に効果的な消音器を装備し、それを騒音減衰のために使用する。
- (2) エンジンテストを行うために、既存のジェットエンジンテストセル地区のほとんどが使用されることが望まれる。

8 ヘリコプター飛行区域の限定

ヘリコプターは、厚木海軍飛行場が設定した発着ルートを飛行する。ただし、この制限は、緊急の目的又は年間定期行事に際してデモンストレーションのため飛行する場合には適用しない。

9 操縦士の教育

すべての操縦士は、周辺社会に多くの影響を与えている航空機騒音問題について、できるだけ多くの機会に、十分な教育を受けるものとする。

10 騒音対策委員会の設置

すべての可能な方法が検討されることを確保するため合衆国軍構成員からなる騒音対策委員会を設置する。

11 広報活動

騒音抑制に関するすべての様相及び即応性のある軍隊の必要性について周辺の住民に知ってもらうよう、あらゆる機会を利用する。

12 情報の提供

- (1) 厚木海軍飛行場司令官は、現地の騒音問題について地元当局又は地元住民と連絡をとる場合は、事前に座間防衛施設事務所に通報するよう努力する。
- (2) 今後、厚木海軍飛行場司令官と日本政府（防衛施設庁）の代表者は航空機騒音軽減のための新装置又は方法についての情報を入手次第交換することとする。
- (3) 年に1回、通常7月1日頃、厚木海軍飛行場司令官は、日本政府からの要請を受けた上で、過去12カ月間の厚木海軍飛行場における四半期毎の平均月間離着陸回数を示す4つの数字を提供する。要求があれば、厚木海軍飛行場の付属飛行場についても同様な統計数字を提供する。

厚木飛行場の騒音軽減措置（昭和44年11月（改正））

厚木海軍飛行場騒音規制（改正）（昭和44年11月20日合同委合意）

1. 厚木海軍飛行場騒音規制5（1）を以下のとおり変更する。

離陸及び着陸の間を除き、空母着艦訓練（キャリア・ランディング・プラクティス）或いは反射鏡利用による着艦訓練（ミラー・ランディング・プラクティス）のための航空機は、特定のタイプの訓練を必要とする場合を除き、平均海面上1,600フィート以下で飛行しない。特殊の訓練は、訓練の必要に見合った必要最小限度にとどめるものとし、かつ、そのパターンは、平

均海面800フィート以下は通らない。

2. 同騒音規制6を以下の通り変更する。

運用能力又は態勢がそこなわれる場合を除き、ジェットエンジンは、1800時から0800時までの間、試運転されない。

3. 同騒音規制7（2）を以下の通り変更する。

（2）エンジンテストを行うためには ジェットエンジンテストセル地区が使用される。ただし、テストセルに適合しないジェット機エンジンがテストされなければならないような限られた場合は例外とする。そのような状況下においては、騒音の持続時間とレベルを最小限に保つよう最大の注意が払われるものとする。

横田飛行場の騒音軽減措置（昭和39年4月）

横田飛行場騒音規制（昭和39年4月合同委合意）

1 消音装置の設置

横田飛行場に出来る限り速やかに効果的消音装置を設置し、ジェットエンジンの試運転場及び調整場における作業にあたり、これを使用する。

2 ジェットエンジンの試運転場及び調整場の時間規制

ジェットエンジンの試運転場及び調整場におけるすべての作業は、効果的消音装置が使用されるまでの間は、緊急の場合又は運用上やむを得ない場合を除き、以下の時間には実施しない。

（1）試運転場における作業

（A）J-57エンジン（又はより高出力のエンジン） 1700時－0700時

（B）すべての他のジェットエンジン 1800－0700時

（C）土曜日及び日曜日には、試運転場における作業は実施しない。

（2）調整場における作業

すべてのエンジン 1800－0700時

3 ジェットエンジンの整備出力の規制

列線におけるジェット機の整備出力は、日没後においては、60%以内で実施する。

4 夜間訓練飛行の規制

夜間訓練飛行は、在日米軍の任務の達成及び乗組員の練度維持のために必要とされる最小限に制限し、司令官は、夜間飛行活動をできるだけ早く完了するようすべての努力を払う。

5 規制されたアフターバーナーの使用

アフターバーナーを使用して離陸する際は、できるだけ速やかに、上昇を行い、安全高度と安全速度に達し次第アフターバーナーの使用を停止しなければならない。ただし、任務達成のため必要とされる場合又は運用上やむを得ない場合は除く。

6 飛行方法の規制

（1）離着陸又は計器進入の場合を除き、横田飛行場隣接地域の上空における最低飛行高度は、

ジェット機については平均海面上2000フィートとし、ターボプロップ機及び在来機については、平均海面上1500フィートとする。

(2) 横田飛行場周辺においては、すべての航空機の実速は、マッハ1未満に制限する。

7 場周経路の検討

(1) 米空軍は、人口稠密地域の上空における飛行をできる限り避ける最善のパターンを確保するため、ジェット機及び在来機の進入及び発進経路を含む場周経路の設定について引き続き検討する。

(2) 米空軍は、人口稠密地域の上空における飛行をできる限り避ける最善の経路を確保するため、ヘリコプターの進入及び発進経路について引き続き検討する。

8 情報の提供

在日米軍は、日本政府（防衛施設庁）の要請に基づき、毎年、横田飛行場における各四半期毎の航空機離着陸平均回数を示す統計資料を提供する。

9 教育

操縦士及び乗組員に対し、横田における騒音問題の重要性につき十分教育するとともに、飛行前のブリーフィングにおいては、各飛行にあたって遵守しなければならない騒音対策措置を強調する。

10 責任

管制塔員は、所定の場周経路及び騒音抑制措置を確実に遵守させるため、横田飛行場地域の上空を飛行する航空機を常時監視し、指示する。

横田飛行場司令官及びその幕僚は、騒音問題及びその抑制措置に対して細心の注意を払うとともに、住民の理解を深め、日米双方の協力を推進するため、政府の地方機関及び地方公共団体と密接な連絡をとる。

11 日曜日の飛行規制

日曜日の訓練飛行を最小限に抑える。

12 曲技飛行の禁止

横田飛行場地域の上空における曲技飛行を禁止する。

横田飛行場の騒音軽減措置（平成5年11月（改正））

横田飛行場騒音規制（改正）（平成5年11月合同委合意）

2200時から0600時までの間の時間における飛行及び地上での活動は、米軍の運用上の必要性に鑑み緊要と認められるものに制限される。夜間飛行訓練は、在日米軍の任務の達成及び乗組員の練度維持のために必要とされる最小限に制限し、司令官は、夜間飛行活動をできるだけ早く完了するようすべての努力を払う。

環境に関する協力について（昭和48年11月）

1973年合同委合意「環境に関する協力について」（仮訳）

環境問題に対する意識が高まりつつあることを踏まえ、また、日本国政府と米国政府の共同責任を認識し、地位協定により提供された施設・区域を米軍が使用する際に生じうる汚染について適切な注意を払い、相互に満足しうる解決を見出すことは、両政府にとっての利益となる。米軍としては、汚染のない社会の構成員となる意思がある。この関連で、原則として、汚染の問題が下記の手続きに従い、地元のイニシアティブを通じて解決されることとする。

(a) 市町村及び県に係る手続き

- (1) 米軍施設・区域に源を発する水、油、化学物質乃至その他の物質により汚染が発生し、よって地域社会の福祉に影響を与えていると信ずる合理的理由のある場合、県又は市町村若しくはその双方は、地元の防衛施設局との協力の下、米軍現地司令官に対して調査を要請することができる。調査の結果は、可能な限り速やかに県又は市町村若しくはその双方に通知されることとする。
- (2) 県又は市町村若しくはその双方が、地元の防衛施設局との協力の下、問題となった場所を直接視察し、または、水又は土壌若しくはその双方、あるいは煤煙、煙、常設施設・設備の燃料のサンプルを当該場所より入手することが必要と考える場合には、米軍現地司令官がコンタクト・ポイントとなり、当該司令官はそのような視察やサンプル入手を許可することができる。

(b) 日本政府に係る手続き

日本国政府が、問題となった汚染場所を直接視察し、または、水又は土壌若しくはその双方、あるいは煤煙、煙、常設施設・設備の燃料のサンプルを当該場所から入手することが必要と考える場合には、そのような視察及びサンプル入手の実行の方法及び手続きについては、日米合同委員会の経路を通じて両政府の適切な当局で取り扱われる。県または市町村若しくはその双方は、合同委員会の同意があれば、このような視察に参加することができる。

(c) 県、市町村乃至日本国政府が、上記(a)(2)及び(b)に定められた直接の視察を行うことを要望する場合には、適切な米国当局と会合し、視察を実行し結果を決定するに際して適用可能で、かつ、利用される環境基準について見直しを行うこととする。

(d) 在日米軍は、上記(a)(1)に述べられた調査との関連で、または上記(a)(2)乃至(b)に述べられた視察との関連で在日米軍が必要と考えるすべての措置をとり、日本国政府に対してとられた措置について通報する。

(了)

米軍鶴見貯油施設に係る公共の安全に関する事項（昭和51年12月）

米軍鶴見貯油施設に係る公共の安全について

昭和51年12月2日
外務省・防衛施設庁

横浜市鶴見区安善町に所在する米軍貯油施設に関し、昭和51年12月2日の第354回日米合同委員会において次のように合意された。

1. 「石油コンビナート等災害防止法」及びその関連法令（特に「消防法」）に照らし米軍の貯油施設に関する公共の安全を確保するとの共通の目的を維持するために、日本側関係当局及び米軍は、順次次の措置をとる。
 - (1) 日本側関係当局は、米軍に対し、上述の日本の法令（運用通達を含む）につき翻訳及び解釈を提供する。
 - (2) 米軍は、日本側関係当局に対し、関連施設の現状並びに米軍が既の実施した安全検査、安全対策及び米軍が維持している安全確保体制等の措置に係る情報を提供する。
 - (3) 日本側関係当局及び米軍は、上記（1）及び（2）に述べられた措置を通じて提供された情報を基礎にし、かつ相互に協力して、上述の日本の法令の下で規定されている措置（安全検査、安全対策及び安全確保体制等）と米軍により既の実施された、あるいは維持されている措置との相違を明らかにする。
 - (4) 公共の安全に妥当な考慮を払い、上述の日本の法令に十分な考慮を払いつつ、かつ日本側関係当局の助言を得て、米軍は、上記（3）に述べられた措置を通じて得られた結果を基礎にして、安全検査、安全対策及び安全確保体制等の分野において米軍としてとるべき追加的措置を明らかにし、かつ、決定する。
 - (5) 米軍は、上記（4）に述べられた措置の実施にあたって、日本側関係当局の職員がその器材をもって参加すること等の措置を含め、日本側関係当局の適切な援助を受ける用意がある。
2. 上記1. に述べられた措置をとるにあたって米軍が援助を受ける日本側関係当局は、日本政府の関係当局に加えて、日本政府の関係当局が上述の日本の法令の下で通常与えられている責任に照らして最も適切と判断する地方公共団体の当局を含む。
3. 上記1. に述べられた措置の実施の細目については、防衛施設庁と米軍の間で調整される。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置（平成8年3月）

嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合同委員会合意について
（平成8年3月28日 外務省）

本日開催された日米合同委員会において、航空機騒音対策分科委員会の勧告を受け、嘉手納飛行場及び普天間飛行場に関する航空機騒音規制措置に関する合同委員会合意が別紙1及び別紙2のとおり承認された。

（全文仮訳）

嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置

1. 航空機騒音対策分科委員会の日米両側の議長は、合同委員会に対し、以下の嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置を提案することに合意した。
2. 嘉手納飛行場周辺地域社会の航空機騒音レベルへの懸念を軽減するため、下記の措置が在日

米軍の任務に支障をきたすことなく航空機騒音による望ましくない影響を最小限にすべく設定された。したがって、飛行の安全、任務の遂行及び騒音規制が最も考慮すべき点であることを認識しつつ、これらの措置がとられることとなった。

3. 措置

- a 進入及び出発経路を含む飛行場の場周経路は、できる限り学校、病院を含む人口稠密地域上空を避けるように設定する。
- b 嘉手納飛行場近傍（飛行場管制区域として定義される区域、即ち、飛行場の中心部より半径5陸マイル内の区域）において、航空機は、海拔1,000フィートの最低高度を維持する。ただし、次の場合を除く。承認された有視界飛行方式による進入及び出発経路の飛行、離着陸、有視界飛行方式の場周経路、航空管制官による指示がある場合又は計器進入。
- c 任務により必要とされる場合を除き、現地場周経路高度以下の飛行を避ける。
- d 短場周経路を飛行する航空機は、管制塔により別段の指示を受ける場合を除き、滑走路を通過するまで、ダウン・ウインド・レグへ移行するための機首上げ操作を遅らせる。滑走路5L/23Rへ有視界飛行方式経路で飛行するKC-135は、できる限り人口稠密地域上空の飛行を避ける。
- e 短場周経路においては、航空機がダウン・ウインド・レグでの飛行を確立するまで、運用上の制約の範囲内で、クリーン・コンフィギュレーションで飛行する。緊急事態にある又は手順上脚を出すよう求められている航空機は、脚を出した状態で飛行することができる。
- f 嘉手納飛行場の場周経路内で着陸訓練を行う航空機の数 は 訓練の所要に見合った最小限におさえる。
- g アフター・バーナーの使用は、飛行の安全及び運用上の所要のために必要とされるものに制限される。離陸のために使用されるアフター・バーナーは、できる限り早く停止する。
- h 嘉手納飛行場近傍及び沖縄本島の陸地上空において、訓練中に超音速飛行を行うことは、禁止する。
- i 2200～0600の間の飛行及び地上での活動は、米国の運用上の所要のために必要と考えられるものに制限される。夜間訓練飛行は、在日米軍に与えられた任務を達成し、又は飛行要員の練度を維持するために必要な最小限に制限される。部隊司令官は、できる限り早く夜間の飛行を終了させるよう最大限の努力を払う。
- j 日曜日の訓練飛行は差控え、任務の所要を満たすために必要と考えられるものに制限される。慰霊の日のような周辺地域社会にとって特別に意義のある日については、訓練飛行を最小限にするよう配慮する。
- k 有効な消音器が使用されない限り、又は、運用上の能力もしくは即応態勢が損なわれる場合を除き、1800～0800の間、ジェット・エンジンのテストは行わない。
- l エンジン調整は、できる限りサイレンサーを使用する。
- m 嘉手納飛行場近傍（飛行場管制区域として定義される区域、即ち、飛行場の中心部より半径5陸マイル内の区域）においては空戦訓練に関連した曲技飛行は行わない。しかしながら、あらかじめ計画された曲技飛行の展示は除外される。
- n 嘉手納飛行場に配属される、あるいは同飛行場を一時的に使用するすべての航空関係従事者は、周辺地域社会に与える航空機騒音の影響を減少させるために本措置に述べられている必要事項について十分な教育を受け、これを遵守する。

4. 責任：司令官は以下の事項が行われることを確保する。

- a 航空機の安全性及び運用上の所要と両立する範囲で、実現可能な限り航空機騒音を最小限にするよう、管理下にある航空機を運用する。

- b できる限り住民への迷惑を軽減するために場周経路及び現行の騒音規制措置を常時見直す。
- c 嘉手納飛行場において活動するパイロットに対し、航空機騒音が敏感に受け止められていることを理解させ、問題を最小限にする現実的な規制措置について認識させる。
- d パイロットに上記3. に述べられている措置を遵守させる。

5. 対外関係

- a 第18航空団司令官、その部下及び嘉手納飛行場を使用する飛行部隊司令官は、騒音問題及び規制措置について嚴重な注意を払うものとする。この意味で、住民の理解と相互協力の促進を図るため、地方公共団体及び国の行政機関の地方支分部局と緊密な連絡をとる。
- b 第18航空団司令官は、地方公共団体又は地域住民に対する現地の騒音問題に係るいかなる連絡事項も那覇防衛施設局に前もって通知するよう最大限努力する。

(全文仮訳)

普天間飛行場における航空機騒音規制措置

1. 航空機騒音対策分科委員会の日米両側の議長は、合同委員会に対し、以下の普天間飛行場における航空機騒音規制措置を提案することに合意した。

2. 普天間飛行場周辺地域社会の航空機騒音レベルへの懸念を軽減するため、下記の措置が在日米軍の任務に支障をきたすことなく航空機騒音による望ましくない影響を最小限にすべく設定された。したがって、飛行の安全、任務の遂行及び騒音規制が最も考慮すべき点であることを認識しつつ、これらの措置がとられることとなった。

3. 措置

- a 進入及び出発経路を含む飛行場の場周経路は、できる限り学校、病院を含む人口稠密地域上空を避けるように設定する。
- b 普天間飛行場近傍（飛行場管制区域として定義される区域、即ち、飛行場の中心部より半径5陸マイル内の区域）において、航空機は、海拔1,000フィートの最低高度を維持する。ただし、次の場合を除く。承認された有視界飛行方式による進入及び出発経路の飛行、離着陸、有視界飛行方式の場周経路、航空管制官による指示がある場合又は計器進入。
- c 任務により必要とされる場合を除き、現地場周経路高度以下の飛行を避ける。
- d 普天間飛行場の場周経路内で着陸訓練を行う航空機の数は、訓練の所要に見合った最小限におさえる。
- e アフター・バーナーの使用は、飛行の安全及び運用上の所要のために必要とされるものに制限される。離陸のために使用されるアフター・バーナーは、できる限り早く停止する。
- f 普天間飛行場近傍及び沖縄本島の陸地上空において、訓練中に超音速飛行を行うことは、禁止する。
- g 2200～0600の間の飛行及び地上での活動は、米国の運用上の所要のために必要と考えられるものに制限される。夜間訓練飛行は、在日米軍に与えられた任務を達成し、又は飛行要員の練度を維持するために必要な最小限に制限される。部隊司令官は、できる限り早く夜間の飛行を終了させるよう最大限の努力を払う。
- h 日曜日の訓練飛行は差控え、任務の所要を満たすために必要と考えられるものに制限される。慰霊の日のような周辺地域社会にとって特別に意義のある日については、訓練飛行を最小限にするよう配慮する。

- i 有効な消音器が使用されない限り、又は、運用上の能力もしくは即応態勢が損なわれる場合を除き、1800～0800の間、ジェット・エンジンのテストは行わない。
 - j エンジン調整は、できる限りエンジン・テスト・セル（サイレンサー）を使用する。
 - k 普天間飛行場近傍（飛行場管制区域として定義される区域、即ち、飛行場の中心部より半径5陸マイル内の区域）においては空戦訓練に関連した曲技飛行は行わない。しかしながら、あらかじめ計画された曲技飛行の展示は除外される。
 - l 普天間飛行場に配属される、あるいは同飛行場を一時的に使用するすべての航空関係従事者は、周辺地域社会に与える航空機騒音の影響を減少させるために本措置に述べられている必要事項について十分な教育を受け、これを遵守する。
4. 責任：司令官は以下の事項が行われることを確保する。
- a 航空機の安全性及び運用上の所要と両立する範囲で、実現可能な限り航空機騒音を最小限にするよう、管理下にある航空機を運用する。
 - b できる限り住民への迷惑を軽減するために場周経路及び現行の騒音規制措置を常時見直す。
 - c 普天間飛行場において活動するパイロットに対し、航空機騒音が敏感に受け止められていることを理解させ、問題を最小限にする現実的な規制措置について認識させる。
 - d パイロットに上記3. に述べられている措置を遵守させる。
5. 対外関係
- a 普天間飛行場司令官、その部下及び普天間飛行場を使用する飛行部隊司令官は、騒音問題及び規制措置について厳重な注意を払うものとする。この意味で、住民の理解と相互協力の促進を図るため、地方公共団体及び国の行政機関の地方支分部局と緊密な連絡をとる。
 - b 普天間飛行場司令官は、地方公共団体又は地域住民に対する現地の騒音問題に係るいかなる連絡事項も那覇防衛施設局に前もって通知するよう最大限努力する。

普天間飛行場に係る場周経路の再検討及び更なる可能な安全対策についての検討に関する報告書
について（平成19年8月10日）

報告書概要

I 序文（本件作業の目的、経過等）

II 空域・経路の設定状況、飛行場周辺の気象・地勢

III 場周経路の再検討

現状を技術的に分析・検証したところ、現在の設定高度・飛行範囲から、ヘリは緊急の際にも「オート・ローテーション」（空中で動力を喪失しても、回転翼の揚力で安全に着陸できるという特性）によって、飛行場内に帰還を図ることが可能なことを確認。

IV 更なる可能な安全対策

周辺の地域特性や飛行の実施状況等に関する検証・分析を踏まえ、新たな措置を含む、以下の具体策を提示。

(1) 飛行経路に係る安全の向上

- 1) 市街地上空の通過が短い北東向き出発経路の優先使用

飛行場からの出発については、北東向き経路の方が市街地上空の通過が比較的短く、住民への影響をより抑えることができるため、気象等を考慮しつつ、この経路を可能な限り優先的に使用。

2) 南東側の出発・進入における市街地直上の飛行の局限

南東向きのお出発及び南東側からの進入についても、市街地の直上は最短距離で通過という基本原則を徹底。

また、旋回範囲をより南側方向に延伸して補正するなど、密集度が特に高い飛行場南側沿い一帯の直上の飛行を局限できるよう、今後、当該経路の通過に際しては、周辺地域の詳細な状況を考慮。

3) 北側場周経路近傍物件への航空障害灯の設置

飛行場北側の施設境界線沿いに民間の鉄柱が所在しており、視界不良時における識別が難しい状況にあることから、当該物件への航空障害灯の設置を具体化。

(2) 新規システムの導入・活用

1) 管制情報処理システムの導入による管制空域内の飛行安全の強化

普天間管制塔内に国内主要空港レベルの管制情報処理システムを整備し、運用を開始したところ。飛行場管制の効率の大幅な向上によって、管制要員の負荷が軽減されてきており、引き続き、更なる安全の強化に資するよう、これを効果的に活用。

2) フライト・シミュレーターによる飛行要員の技量の維持・向上

飛行場内にフライト・シミュレーターを逐次導入しており、緊急手順等の訓練の積み重ねが可能となっているところ。引き続き要員の技量維持・向上による安全向上のため、これらを一層効果的に活用。

(3) 航空保安施設等の改善

1) 飛行場灯火システムの機能向上

飛行の安全確保に重要な航行援助をより確実にするため、PAPI（進入角指示灯）の更新及びREIL（滑走路末端識別灯）の新設を図り、飛行における安全を更に向上。

2) クリヤー・ゾーンの拡充

オート・ローテーション時のよりの確な対応を可能とし、安全を向上させるため、場内の不用工作物、樹木群等を除去し、クリヤー・ゾーン（無障害物地帯）を拡充。

(4) 要員への安全指導の強化・徹底

飛行運用に携わる全ての要員が、飛行及び住民の安全を最大限にできるよう、各飛行部隊における安全指導を更に強化・徹底。

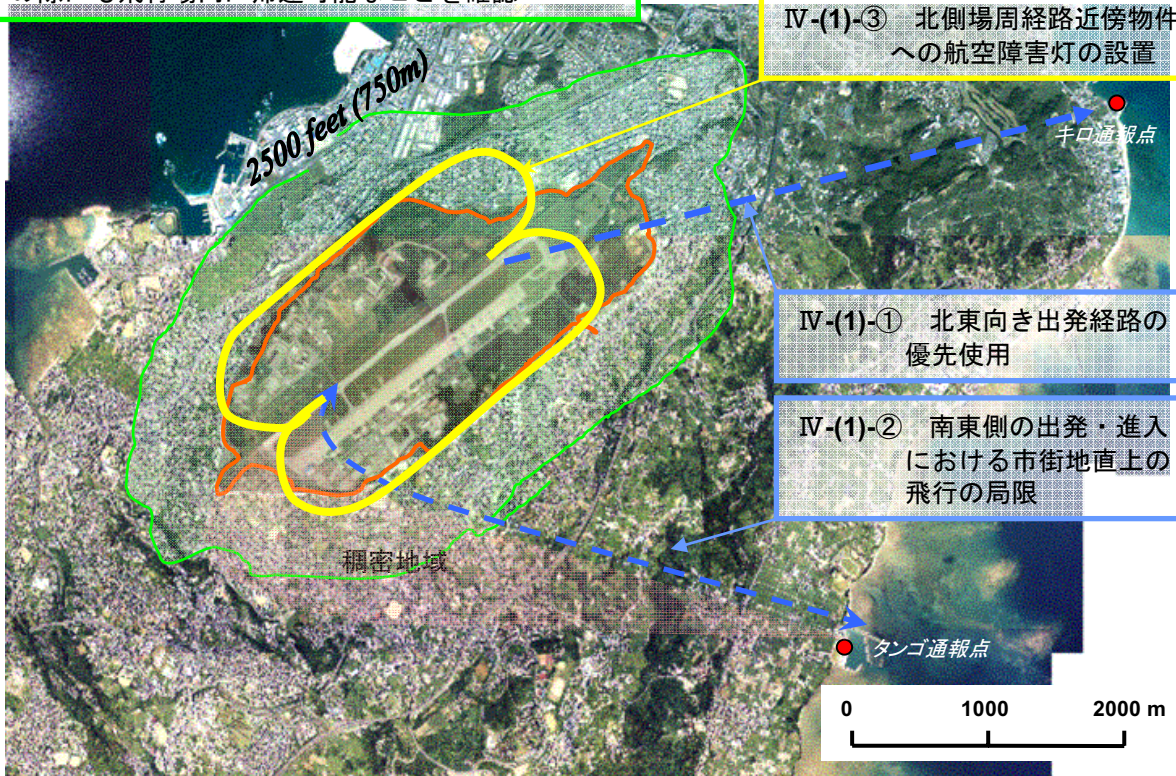
V 結文（検討結果の着実な実施等）

（注：沖縄県）英文の本文は以下のアドレスに掲載されている。

<http://www.mofa.go.jp/region/n-america/us/security/report0708.pdf>

別添（付図）

Ⅲ 場周経路の再検討（技術的分析・検証の結果）
 → 現在の設定高度・飛行範囲から、ヘリは緊急の際にも飛行場内に帰還可能なことを確認



合衆国の施設及び区域への立入許可手続について（平成8年12月）

（仮訳）合衆国の施設及び区域への立入許可手続

1 目的

- (a) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき、合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。これらの施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、地位協定という略称で知られる別個の協定により規律される。地位協定第三条に基づき、合衆国は、日本国政府により提供された施設及び区域への出入を管理するために必要なすべての措置をとることができる。
- (b) 日本国における合衆国軍隊（以下「在日合衆国軍隊」という。）は、地域社会との友好関係を維持する必要性を認識し、立入が、軍の運用を妨げることなく、部隊防護を危うくすることなく、かつ合衆国の施設及び区域の運営を妨げることなく行われる限りにおいて、立入申請に対してすべての妥当な考慮を払う。

- 2 (a) 以下においては、合衆国の施設及び区域への公的な立入の許可申請のための経路及び手続を定める。
- (b) この手続において「公的な立入」とは、合衆国の施設及び区域の案内を伴う視察、合衆国軍隊の構成員との協議、及び公務遂行を目的とする日本国の公的機関の構成員による合衆国の施設及び区域の立入を含む。
- (c) この手続は、合衆国軍隊の招待により、又は別段の相互の承認により行われる立入には適用しない。

3 手続

- (a) 合衆国の施設及び区域への公的な立入を希望する日本国の国民（団体の場合は、20名以下に限定する。）は、申請した立入日の遅くとも14日前に、この手続に附属する申請様式を用いて（b）から（d）までに定める経路のうち適当なものを通じて許可を申請する。その構成員が2以上の分類に該当する団体による立入の許可申請は、（b）から（d）までに定める分類であって当該団体の構成員に適用があるもののうちその番号（ⅠからⅢ）の最も小さいものに係る手続に従って行う。
- (b) 分類Ⅰの立入のための申請は、合同委員会事務局を通じて行う。
この分類には以下の者が該当する。
 - (1) 国会議員
 - (2) 日本国政府の中央機関の職員（自衛官を除く。）
- (c) 分類Ⅱの立入のための申請は、防衛施設庁を通じて在日合衆国軍隊司令部に対して行う。
この分類には以下の者が該当する。
 - (1) 立入を予定する施設及び区域が所在する都道府県以外にある地方議会の議員
 - (2) 立入を予定する施設及び区域が所在する都道府県以外にある地方公共団体の職員
- (d) 分類Ⅲの立入のため申請は、立入を予定する施設及び区域を管理する合衆国の軍人に対して直接行う。
この分類には、（b）及び（c）に掲げる者以外の者が該当し、以下の者を含む。
 - (1) 自衛官

(2) 立入を予定する施設及び区域が所在する都道府県内にある地方議会の議員及び地方公共団体の職員

4 例外

- (a) 申請を遅くとも14日前に通知すること又は団体の規模を20名以下に限定することについての例外は、合同委員会の日本国側代表又は防衛施設庁に所属する合同委員会の構成員が合同委員会の合衆国側代表に対し、例外的取扱いの要請を行う場合に限り認める。
- (b) 分類Ⅲの立入のための申請は、合同委員会の日本国側事務局若しくは防衛施設庁が適当と判断する場合、又は合同委員会の合衆国側事務局が合同委員会の日本国側事務局に対して例外的取扱いの要請を行う場合には、分類Ⅰ又は分類Ⅱの経路を通じて行うことができる。
- (c) 国会議員、日本国政府の職員、地方議会の議員又は地方公共団体の職員が、公務遂行のため合衆国の施設及び区域への即時の出入が必要であるとの理由により、公的な立入の許可申請を短期間の事前通知により行う場合、在日合衆国軍隊は、立入が軍の運用を妨げることなく、部隊防護を危うくすることなく、かつ合衆国の施設及び区域の運営を妨げることなく行われる限りにおいて、当該申請に対してすべての妥当な考慮を払う。

5 申請に対する回答

在日合衆国軍隊は、4に基づき例外的取扱いがなされる場合を除き、立入日の遅くとも3日前に、すべての申請に対する回答（許可又は不許可）を通知する。

6 立入者に同行しようとする報道関係者に係る申請

立入者に同行しようとする報道関係者に係る申請は、別途、ニュー・サンノー米軍センター内の在日合衆国軍隊報道部（電話及びFAXの番号は、いずれも03—3440—6010。）に直接行う。

7 その他の事項

この手続の実施に係る事項は、防衛施設庁と在日合衆国軍隊司令部との間、又は合同委員会事務局の間で協議する。以上に定める手続の変更又は修正は、承認のため合同委員会に提出する。

付属：立入申請様式

在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続（平成9年3月）

（仮訳）

在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続

1. 目的

(1) 合同委員会における日米双方の代表は、在日米軍に係る事件・事故に対する日本側関係当局の迅速な対応を確保し、かかる事件・事故が地域社会に及ぼす影響を最小限のものとするために、在日米軍に係る事件・事故の発生についての情報（以下「事件・事故発生情報」という。）を、日本側関係当局及び地域社会に対して正確にかつ直ちに提供することが重要であると認識する。この通報手続は、以上の認識を踏まえて、在日米軍に係る事件・事故発生情報の通報基準、通報経路、通報様式を定める。

(2) この通報手続は米軍と日本当局との間の既存の連絡経路を補完することを目的としており、他のいかなる連絡手続をも代替し又は取り消すものではない。

2. 事件・事故発生情報の通報基準

(1) 公共の安全又は環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故が発生した場合の日本政府への通報については、米側は、中央レベルにおいて、これらの事件・事故について、事件・事故発生情報を得た後できる限り速やかに外務省日米安全保障条約課に通報するとともに、現地レベルにおいて、迅速に関係の防衛施設局に通報する。この通報の対象となる事件・事故の例は以下に掲げるとおりであるが、これらに限られない。これらの事件・事故は、事件・事故通報手続に関する特別作業班（AWGON）の付託事項第3項dにおいて示される基準を満たすものでなければならない。

- (a) 墜落、投棄、危険物の落下等の航空機に係る事件。
 - (b) 衝突、沈没、座礁等の艦船に係る事件。
 - (c) 爆発又は爆発の相当な蓋然性がある弾薬に係る事件。
 - (d) 米国の施設・区域外への跳弾、日本人又はその財産の被弾等の訓練中の事件。
 - (e) 危険物、有害物又は放射性物質の誤使用、廃棄、流出又は漏出の結果として実質的な汚染が生ずる相当な蓋然性。
 - (f) 米国の施設・区域外での飛行場施設以外への米国軍用航空機の着陸。
 - (g) 米国の施設・区域内における差し迫った若しくは既に発生した危険又は災害であって、日本人又はその財産に実質的な傷害又は損害を与える可能性があるもの。
 - (h) 日本人又はその財産に実質的な傷害又は損害を与える可能性がある事件・事故。
 - (i) 米国の施設・区域の中で発生する又は施設・区域に対するテロ行為であって、米軍の人員若しくは施設・区域又は周辺地域社会の安全に影響し又は危険を及ぼすテロ行為の発生。
- (2) 上記2. (1)の事件・事故が地域社会に対して急迫の危険をもたらす時には、米側は、従来と同様に、迅速に現地の関係当局（警察、消防、海上保安部等）へ通報する。

3. 事件・事故発生情報の通報経路

在日米軍に係る事件・事故発生情報の通報経路は、別紙1において示されたとおりとする。

4. 事件・事故発生情報の通報様式

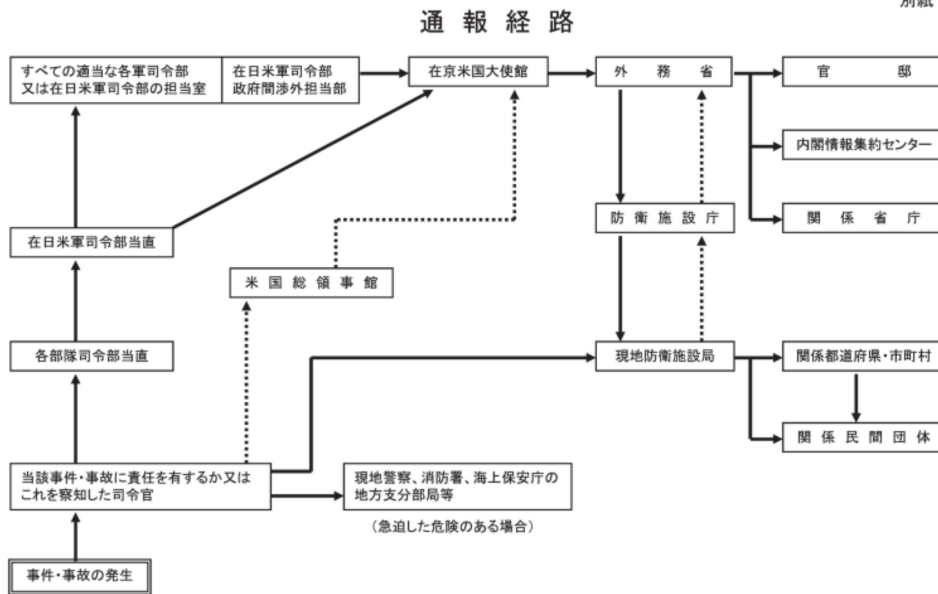
事件・事故の通報様式には、以下の事項が含まれる。

- (1) 事件・事故の発生日時
- (2) 事件・事故の発生場所
- (3) 事件・事故の概要
 - (a) 経緯
 - (b) 被害状況
 - (c) 処理状況
 - (d) 危険性残存の有無
 - (e) 環境破壊の有無
- (4) 日本側支援の必要性
- (5) 案件の番号
- (6) 通報者氏名
- (7) 通報受領者氏名
- (8) 現地への通報の有無と通報先当局

5. 留意事項

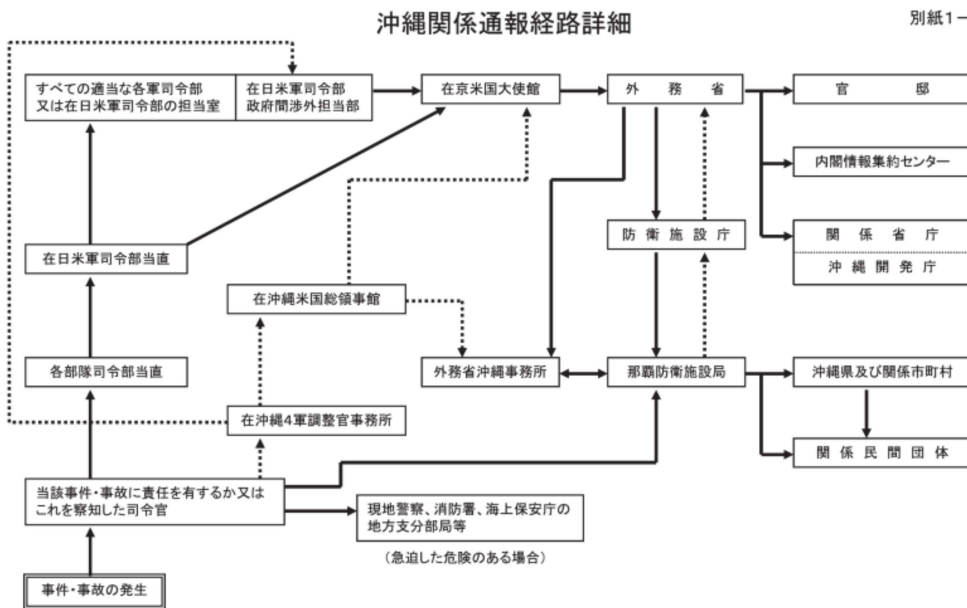
- (1) 日米双方は、時刻、曜日、日付に関わりなく、事件・事故通報を迅速に行う。
- (2) 双方の合同委員会事務局は、連絡担当者の電話番号を含め、通報が行われる経路を示す図表を編集し、定期的に更新することによって、別紙1に明記された通報経路の実効性の確保に努める。
- (3) 双方の合同委員会事務局は、直通FAX機器、通報担当者の専用携帯電話、ボイス・メール等の整備を通じ、通信設備の改善に努める。
- (4) この通報手続は、AWGON付託事項に規定されているとおり、必要に応じAWGONにおいて見直される。

別紙1-1



※ 実線は、正規の通報経路を示す。破線は、補助的な通報経路を示す。
 ※※ 米側からの情報を受けた後、外務省、防衛施設庁及び現地防衛施設局は、至急、相互に情報を確認する。

別紙1-2



※ 実線は、正規の通報経路を示す。破線は、補助的な通報経路を示す。
 ※※ 米側からの情報を受けた後、外務省、防衛施設庁及び那覇防衛施設局は、至急、相互に情報を確認する。
 ※※※ この通報経路図は、日本政府内において外務省以外の機関が必要に応じて官邸に情報を伝達することを妨げるものではない。

日本の団体による在日米軍施設・区域への立入について（平成11年7月）

日本の団体による在日合衆国軍隊の施設・区域への立入について（仮訳）

1. 本覚書は、日本の団体の独自の活動を促進するため、日本の団体による在日合衆国軍隊の施設・区域への立入を許可する手続を定めるものである。当該手続は、平成8年12月2日に合同委員会により承認された「在日合衆国軍隊の施設・区域への立入許可手続」に取って代わるものではない。
2. 日本政府及び合衆国政府は、以下の手続により、上記第1項で述べられた日本の団体による在日合衆国軍隊の施設・区域への立入が許可されることに同意する。
 - (a) 在日合衆国軍隊の施設・区域への立入に係る日本の団体の要請は、現地防衛施設局に提出されるものとする。沖縄における要請は、外務省沖縄事務所又は防衛施設局に提出されるものとする。
 - (b) 日本政府は、当該要請が正当なものかどうか厳重に審査した上、日本側覚書を施設分科委員会に提出するものとする。
 - (c) 合衆国政府にとり当該施設・区域への立入が受け入れられる場合、合衆国政府は、立入条件、立入期間及び免責条項を規定した米側覚書をもって回答することとする。
 - (d) 日本の団体による在日合衆国軍隊の施設・区域への立入に係る覚書は、最終的な承認のため、合同委員会に付託されるものとする。
3. 同施設における同行事のための日本の同団体によるその後の立入は、日本政府が要請すれば、合同委員会への付託なしに在日合衆国軍隊司令部第4部が許可できる。
4. 日本政府は、米側覚書に含められたすべての立入条件、立入期間及び責任条項の履行を確実にするため、すべての執り得る措置を講ずることに同意する。
5. 日本政府は、当該手続申請が関連する日本の法令及び規則に沿ったものであることを合衆国政府に確約するものとする。
6. これらの手続は、日米地位協定第25条に基づく合同委員会の一般的な権限により策定される。

(了)

災害準備及び災害対応のための在日米軍施設・区域への立入りについて（平成19年4月）

都道府県又は他の地方の当局による災害準備及び災害対応のための在日米軍の施設及び区域への限定された立入り（仮訳）

平成19年4月27日

1. 参照：地位協定

2. この覚書は、災害準備及び災害対応を目的とした都道府県又は他の地方の当局による在日合衆国軍隊（以下「在日米軍」という。）が使用する施設及び区域（以下「在日米軍の施設及び区域」という。）への限定された立入りを許可するための手続を定めるものである。
3. 日本国政府及び合衆国政府は、以下の理解の下、在日米軍が、上記パラグラフ2.にいう災害準備及び対応のための都道府県又は他の地方の当局の人員及び他の人員による在日米軍の施設及び区域への限定された立入りを許可することができることに合意する。
 - a. 在日米軍の活動は、すべての在日米軍の施設及び区域において第一に優先される。合衆国政府は、いかなる特定の限定された立入りの申請を許可又は不許可とし、下記サブパラグラフc.に揚げられたいかなる特定の人員の立入りを許可又は不許可とし、又は、ある特定の立入申請が許可された場合でも、当該立入りをいつでも終了する唯一の裁量権を有する。
 - b. 災害準備及び災害対応のための限定された立入りは、次のとおり定義される：災害準備のための訓練を行うため、又は、救助、医療サービス、緊急輸送、避難、食料及び水並びに他の生活必需品の確保を含む災害時の活動を行うため、在日米軍の施設及び区域を使用することを必要とする、自然又は人的要因による災害に対応するため又は準備するためにのみ許可される立入り。この人的要因による災害には、日本国又は在日米軍の施設及び区域に対する攻撃は含まない。
 - c. 在日米軍の施設及び区域への立入りを許可され得る人員は、次の者を含む：日本国政府の人員、災害準備及び災害対応活動を行う都道府県又は他の地方の当局の人員、並びに災害準備及び災害対応活動によって直接影響を受ける他の特定の人員。

この覚書の下で在日米軍の施設及び区域への災害準備及び災害対応のための立入りを申請する都道府県又は他の地方の当局（以下「申請者」という。）は、立入りを許可されたすべての当該申請者の人員の行為について責任を有する。日本国政府は、立入りを許可されたすべての日本国政府の人員の行為について責任を有する。
 - d. 日本国政府は、申請者が下記パラグラフ4.に規定する手続に従って事前に現地実施協定を作成することを確保するため、すべての可能な措置をとる。現地実施協定が作成されなければ、この覚書の下で立入りは許可されない。かかる現地実施協定は、この覚書に準拠する。
 - e. 申請者は、都道府県又は他の地方の当局による在日米軍の施設及び区域への立入りのための申請者の申請に起因する又は付随するいかなる人身傷害又は財産損害について責任を負う。上記は、地位協定第18条の関係規定に影響を及ぼすものでなく、影響を及ぼすものと解されない。
 - f. 申請者は、必要な災害準備及び災害対応活動を行うために利用可能な代替の区域がない場合、又は、申請者が、在日米軍の施設及び区域を使用することが、在日米軍の施設及び区域外の公共施設を使用することよりも明らかに効果的であることを十分に正当化できる場合にのみ、かかる申請を行う。
 - g. 災害準備及び災害対応のための限定された立入りは、現地の合衆国政府基地司令官の全般的な監督に服し、また、現地の在日米軍の規則の適用を受ける。
4. 在日米軍は、上記パラグラフ2.にいう災害準備及び災害対応のための限定された立入りを、以下の手続を用いて許可することができる。
 - a. 申請者は、災害準備及び災害対応のための在日米軍の施設及び区域への限定された立入りのため、現地の防衛施設局等の日本国政府の代表者に対し現地実施協定を作成するための申請を提出する。沖縄においては、かかる申請は、外務省沖縄事務所又は那覇防衛施設局に提出される。

- b. 日本国政府は、現地基地司令官又は指定された代表者に申請を提出する前に、当該申請がこの覚書の規定に適合するものであるかを慎重に審査する。
 - c. 申請を受理するに当たって、合衆国指揮官（又は指定された代表者）は、申請された災害準備及び災害対応のための在日米軍の施設及び区域への限定された立入りが、施設の任務、保安又は有効性に影響を及ぼすことなく許可できるか判断するため、当該申請を審査する。
 - d. 現地実施協定を作成するための申請が合衆国政府に受け入れられるものである場合、米軍構成部隊指揮官又は現地基地司令官及び申請者は、責任規定、立入条件、立入期間、避難区域案の境界及び個々の特定の立入申請の承認を得るために必要な調整手続を特定する現地実施協定を作成する。
 - e. 申請者は、この覚書に従って作成される現地実施協定に基づき、災害準備及び災害対応のための在日米軍の施設及び区域への限定された立入りの申請を行う。
 - f. 申請者（又は日本国政府）が、潜在的な避難区域としての使用に適したものにするために、臨時的な設備を在日米軍の施設及び区域に設置することを望む場合、設置及び除去にかかるすべての費用は申請者（又は日本国政府）が負担する。すべての整備計画案は、当該整備計画案が実施される前に、米軍編成部隊指揮官、現地基地司令官又は指定された代表者に提出され、承認される。
 - g. 申請者が、在日米軍の施設及び区域においてより恒常的な設備を造ること、又は災害準備及び災害対応のための物資を備蓄することを望む場合、地位協定第2条4（a）の下での共同使用の合意の検討が行われる。
5. 在日米軍の施設及び区域を災害時の避難場所として指定する米軍構成部隊指揮官又は現地基地司令官と申請者との間の既存の合意は、この覚書に従って作成される現地実施協定によって代替される。
 6. 日本国政府は、現地実施協定に含まれるすべての特定の立入条件、調整及び承認手続、並びに責任条項の履行を確保するため、すべての可能な措置をとることに同意する。
 7. 日本国政府は、合衆国政府に対し、この手続の適用が日本国の法令に十分に合致するものであることを保証する。
 8. この覚書の実施に関する事項は、必要に応じて日本国政府及び合衆国政府との間で協議される。

（仮訳）

災害準備及び災害対応のための在日米軍の施設及び区域への
限定された立入りについての現地実施協定の書式

この協定は、正式に合衆国政府の権限を与えられた代表者としての（米軍構成部隊司令官、現地合衆国政府基地司令官又は指定された代表者）及び（災害準備及び災害対応のための立入りを申請する日本国の都道府県及び他の地方の当局）（以下「申請者」という。）との間で作成され、署名の日に効力を発する。

日本国政府は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「地位協定」という。）の規

定に従って、在日合衆国軍隊（以下「在日米軍」という。）が一定の施設及び区域（以下「在日米軍の施設及び区域」という。）を使用することを認めている。

（現地合衆国政府基地名）の司令官は、2007年4月27日に合意された都道府県又は他の地方の当局による災害準備及び災害対応のための在日米軍の施設及び区域への限定された立入りについての合同委員会覚書の権限の下、申請者に対し、この協定の署名日から（日付）まで、災害準備及び災害対応のため、下記に揚げられた施設及び区域の一部への限定された立入りを許可することを決定した。また、（現地合衆国政府基地名）の司令官は、上記の合同委員会覚書のパラグラフ3. に規定された人員に対し、立入りを許可することを決定した。更新は、現地基地司令官の裁量による。

施設及び区域番号
（施設/区域番号を記入）

施設及び区域名
（施設/区域名を記入）

第A部 在日米軍は、以下の条件に従うことを条件として、災害準備のための限定された立入りを申請者に認めることに同意する。

- 1 申請者は、災害準備のための限定された立入りが、（現地合衆国政府基地名）司令官の全般的な監督下に置かれ、また、現地の在日米軍の規則の適用を受けることに同意する。合衆国政府又はその指定された代表者のいずれも、在日米軍の施設及び区域への立入りに関連するいかなる費用又は経費も負担しない。
 - 1.1 災害準備のための訓練を行うため、申請者は（現地合衆国政府基地司令官又は指定された代表者）に対し、立入りのための公式の申請を少なくとも実施の30日前までに送付する。
 - 1.2 申請者は、災害準備のために指定された区域にいかなる臨時の設備を設置する場合にも、事前に現地合衆国政府基地司令官の承認を得る。これらの臨時の設備は、申請者の費用負担で設置される。災害準備のための行事の終了時には、すべての臨時の設備が撤去される。申請者は、在日米軍の施設及び区域において恒常的な設備を造ること又は災害準備のための物資を備蓄することを望む場合、地位協定第2条4 (a) に基づく共同使用の合意の検討が行われる必要がある。
 - 1.3 申請者に許可された立入りに起因して合衆国政府の財産へのいかなる損害が生じた場合も、申請者は、合衆国政府に費用の負担をかけることなく、現地合衆国政府基地司令官又は指定された代表者が受け入れることができるような形で当該損害を迅速に修理するか又は修理させる。
- 2 災害準備のための限定された立入りは、在日米軍の活動を妨げないものとし、また、別添の位置図に示される区域に制限される。
- 3 在日米軍は、（現地合衆国政府基地司令官又は指定された代表者）により決定される優先的使用権を有する。
- 4 保安、安全、通行、出入、及び他の管理措置は、（合衆国の代表者により指定された当局、例えば第10地域支援群憲兵隊）との間で調整され、承認される。

- 5 申請者は、すべての国、都道府県及び現地の環境、安全、通行、防火及び衛生に関する規則及び法令を遵守する。在日米軍は、右の遵守に関し責任を負わない。申請者は、すべての現地の在日米軍の規則を遵守する。
- 6 パラグラフ4.及び5.の規定に従って、申請者は、在日米軍の施設及び区域への立入りを許可されたすべての人員の行動に対し責任を有する。
- 7 （この部分には、地位協定第18条で認められ、かつ、所要の立入りにとって適切な責任条項が挿入される。）
- 8 （この書式は最小限の条件を提示するものであり、例えば飛行場での着陸許可を必要とする規定又は身元証明及び立入りの手順に関する手続等の追加的な制限又は手続が追加され得る。）
- 9 申請者がこの協定に規定された立入条件を遵守しない場合、立入りは、現地合衆国政府基地司令官又は指定された代表者により終了され得る。

第B部 在日米軍は、以下の条件に従うことを条件として、災害対応のための限定された立入りを申請者に認めることに同意する。

- 1 申請者は、災害対応のための限定された立入りが、（現地合衆国政府基地名）司令官の全般的な監督下に置かれ、また、現地の在日米軍の規則の適用を受けることに同意する。合衆国政府又はその指定された代表者のいずれも、在日米軍の施設及び区域の立入りに関連するいかなる費用又は経費も負担しない。
 - 1.1 自然又は人的要因による災害に対応するための立入許可を得るため、申請者は（現地合衆国政府基地司令官又は指定された代表者）に連絡を取る。
 - 1.2 申請者は、合衆国政府に費用の負担をかけることなく、災害対応のための立入りに際して必要とされる十分な健康及び安全、ユーティリティ、食料、水、医療、避難場所、保安並びに他のニーズのための計画及び供給を行う責任を有する。
 - 1.3 申請者は、災害対応のために指定された区域にいかなる臨時の設備を設置する場合にも、事前に現地合衆国政府基地司令官の承認を得る。これらの臨時の設備は、申請者の費用負担で設置される。災害対応のための行事の終了時には、すべての臨時の設備が撤去される。申請者は、在日米軍の施設及び区域において恒久的な設備を造ること又は災害対応のための物資を備蓄することを望む場合、地位協定第2条4 (a) に基づく共同使用の合意の検討が行われる必要がある。
 - 1.4 申請者に許可された立入りに起因して合衆国政府の財産へのいかなる損害が生じた場合も、申請者は、合衆国政府に費用の負担をかけることなく、現地合衆国政府基地司令官又は指定された代表者が受け入れることができるような形で当該損害を迅速に修理するか又は修理させる。
 - 1.5 災害対応のための立入期間が30日を超える場合、申請者は、立入期間延長のための正式の申請を（現地基地司令官又は指定された代表者）に送付する。

- 2 災害対応のための限定された立入りは、在日米軍の活動を妨げないものとし、また、別添の位置図に示される区域に制限される。
- 3 在日米軍は、（現地合衆国政府基地司令官又は指定された代表者）により決定される優先的使用権を有する。
- 4 保安、安全、通行、出入、及び他の管理措置は、（合衆国の代表者により指定された当局、例えば第10地域支援群憲兵隊）との間で調整され、承認される。
- 5 申請者は、すべての国、都道府県及び現地の環境、安全、通行、防火及び衛生に関する規則及び法令を遵守する。在日米軍は、右の遵守に関し責任を負わない。申請者は、すべての現地の在日米軍の規則を遵守する。
- 6 パラグラフ4. 及び5. の規定に従って、申請者は、在日米軍の施設及び区域への立入りを許可されたすべての人員の行動に責任を負わなければならない。
- 7 （この部分には、地位協定第18条で認められ、かつ、所要の立入りにとって適切な責任条項が挿入される。）
- 8 （この書式は最小限の条件を提示するものであり、例えば飛行場での着陸許可を必要とする規定又は身元証明及び立入りの手順に関する手続等の追加的な制限又は手続が追加され得る。）
- 9 申請者がこの協定に規定された立入条件を遵守しない場合、立入りは、現地合衆国政府基地司令官又は指定された代表者により終了され得る。

添付書類：災害準備のための限定的区域の位置図

（署名欄）

申請者

合衆国政府のために

（立入申請する団体の代表者の署名）

（米軍構成部隊司令官又は基地司令官の署名）

（署名日）

（署名日）